

横浜市立鴨志田第一小学校 いじめ防止基本方針

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

策定 平成26年2月

改定 平成30年2月1日

○いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

○いじめを防止するための基本理念

- ・ いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であることを常に意識し、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む。
- ・ 子どもの健全育成といじめのない子ども社会を実現させるため、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する上で校内の組織を設置する。

2. 「いじめ対策防止委員会」の設置及び組織的な取組

○組織の構成

学校長、副校長、児童支援専任、教務主任、学年担任、養護教諭、児童指導主任、人権主任。（指導部メンバー）

※重大事態が起きた場合は、心理や福祉等の専門家（主任児童委員、または、スクールカウンセラー、または、スクールサポーター等）の参加を求める。

○組織の役割

- ・ いじめの事案（いじめの疑い、いじめの察知、相談・通報、重大事態等）に対し中核になり、組織的に取り組む。（いじめの疑いがあるときは担任や一部の教職員で抱えることなく、この組織が中核となり判断や対応を行う。）
- ・ いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となる。
- ・ 重大事態が起こった場合は、いじめ防止対策委員会が中核となり調査を行う。
- ・ いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行う。
- ・ 児童支援専任が主となって推進していく

○年間計画

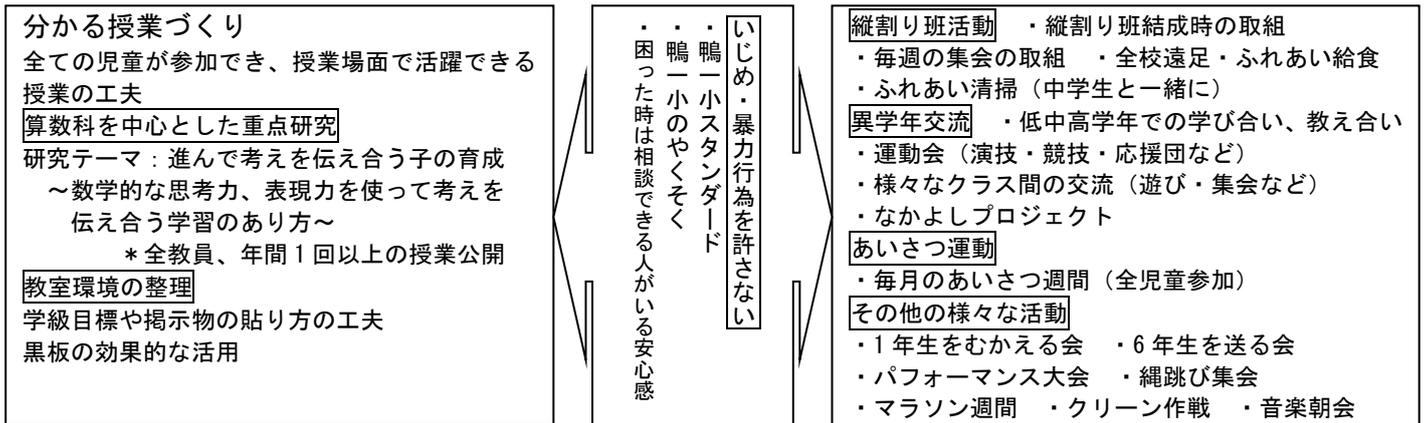
月	いじめ防止に向けた取組	児童理解、集団形成に関する取組	児童会活動
4	いじめ防止基本方針検討 第1回拡大児童指導研修会		児童指導委員会 職員人権教育・児童指導研修
5	Y-P アセスメントシート及び分布図活用 療育あおばの先生を招いての研修会	児童アンケート生活に関するアンケート	いじめ防止会議
6	生活に関するアンケートまとめ・結果報告		↑
7	第2回拡大児童指導研修会 横浜子ども会議（中学校ブロック）		↑
8	鴨志田中学校ブロック人権研修会		
9	人権研修（中学校ブロック）		
10	LINE 出前授業（6年）		
11	全校遠足（縦割り活動） Y-P アセスメント児童アンケート及び学級風土チェック		
12	いじめ解決一斉キャンペーン 調査結果を受けての取組 特別支援シートの活用（各学年）	いじめに関する実態調査、その結果のまとめ及び検討	
1			
2	第3回拡大児童指導研修会（成果と課題）		
3	いじめ防止基本方針のふり返り		↓

3. いじめ防止及び早期発見のための取組

○いじめ防止への取組

『授業づくり』『集団づくり』

落ち着いて授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感をもった子どもを育てる。



○いじめの未然防止

- ・ 子どもたち自身が自分たちの問題として予防できるよう児童会の活動を活発にする。
- ・ 子どもたちが望ましい人間関係を築くよう、「あいさつ」などの日常的な活動を通じた取組を行う。
- ・ 「心の健康」について考え、学級指導、道徳、保健体育などの指導を通して、誰もが安心して通うことのできる学校作りに向けて、具体的な活動を展開していく。

○いじめの早期発見

- ・ 毎月の職員会議で児童理解の時間を設け、各クラスで課題を抱えている児童についての情報を共有し共通理解した上で、全職員が関わって組織的に支援をしていく体制をとる。
- ・ 人権を尊重し、思いやりの気もちを育て、共に生きようとする心を育む道徳教育、人権教育の実現のための年間計画と実践。また、いじめ防止に関する授業を取り入れるなどして、児童への意識付を行う。
- ・ 人権や特別支援に関する教職員研修を行い、教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないようにする。いじめに対する正しい認識、人権感覚の向上を図る。

○いじめに対する措置

- ・ いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・ 被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
- ・ 保護者の協力、警察署等関係機関との連携

○いじめの解消

- ・ いじめの解消の要件は、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。
 - 1) いじめの行為が目安として少なくとも3か月止んでいること。
 - 2) いじめをうけた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

○教職員等への研修

- ・ いじめに関する実態調査実施後、全職員で分析・検討をする。その際、スクールカウンセラー等の専門家の指導助言を受ける。
- ・ 職員の人権意識を高めるための研修を職員会議前に毎月行う。

○学校運営協議会等の活用

- ・ いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

4. 重大事態への対処

- ・ 「いじめ防止対策委員会」を中核として対処し、学校運営協議会等で速やかに保護者や地域にも公表し、協力して解決に向かうようにする。
- ・ 教育委員会の方針に従い、迅速に報告し、組織で対応する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

- ・ 毎月（各種委員会開催日）の「いじめ防止対策委員会」や、年度末の学経反省等で、随時点検・見直しを行う。